

令和8年度 狩猟者登録の手続きについて

住所地を管轄する農林水産事務所へ申請書類を提出してください。

1 申請先

名 称	所在地及び電話番号	管 轄 地 域
西部農林水産事務所 林 務 第 一 課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 電話:082(228)2111 内線:5455	広島市、呉市、竹原市、大竹市、 東広島市、廿日市市、安芸高田市、 江田島市、熊野町、府中町、海田町、 坂町、北広島町、安芸太田町、大崎 上島町
東部農林水産事務所 林 務 課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 電話:084(921)1311 内線:2584	三原市、尾道市、福山市、府中市、 世羅町、神石高原町
北部農林水産事務所 林 務 第 一 課	〒727-0011 庄原市東本町一丁目 4-1 電話:0824(72)2015 内線:2153	三次市、庄原市

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書(登録を受けようとする狩猟免許ごとに1部必要)
(2) 写真 2枚(縦3.0cm×横2.4cm)(1枚を申請書に貼付する。) (注) 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。 免許条件が眼鏡等の場合は、眼鏡等を着用したもの。裏面に氏名を記載する。
(3) 損害賠償能力を有することを証明する次のいずれかの書類(いずれも当該年度のもの) ①(一社)大日本猟友会狩猟共済事業の被共済者であることの証明書(給付額 3,000 万円以上) ②損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書(保険金額 3,000 万円以上) ③資力信用に関する証明書(3,000 万円以上)
(4) 狩猟税申告書(登録を受けようとする狩猟免許ごとに1部必要)
(5) 狩猟税の軽減対象となる者は、その旨の証明書等
(6) 返信用封筒(角形2号:A4サイズが入る大きさ) ※郵送を希望される場合のみ 800 円(書留郵送料)分の切手を貼付すること。速達希望の場合は 1,100 円。 (登録する種類が2種類の場合は 990 円、速達希望は 1,390 円) 送付書類:狩猟者登録証、鳥獣保護区位置図、狩猟者記章等

3 登録手数料及び狩猟税

(1) 狩猟者登録手数料 1,800円(登録を受けようとする狩猟免許ごと)

(2) 狩猟税

区 分		網 猟	わ な 猟	第一種 銃 猟	第二種 銃 猟
下記に該当 しない者	1)対象鳥獣捕獲員	全額免除			
	2)認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	全額免除			
	3)1 年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	4,100 円	4,100 円	8,200 円	2,700 円
	1)～3)のいずれにも該当しない者	8,200 円	8,200 円	16,500 円	5,500 円
当該年度の 都道府県民 税の所得割 額の納付を 要しない者	1)対象鳥獣捕獲員	全額免除			
	2)認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	全額免除			
	3)1 年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	2,700 円	2,700 円	5,500 円	2,700 円
	1)～3)のいずれにも該当しない者	5,500 円	5,500 円	11,000 円	5,500 円

(3)手数料等の納付方法について

猟友会に入会される場合は、猟友会にて納付手続きを行ってください。

(連絡先:一般社団法人 広島県猟友会 082-227-7890)

猟友会に入会しない場合は、住所地を管轄する農林水産事務所に、納付手続きを行ってください。

4 狩猟税軽減対象者の要件及び証明書等について

要 件		必要書類(証明書等)
1) 対象鳥獣捕獲員	市町が任命した対象鳥獣捕獲員であること	対象鳥獣捕獲員である旨の市町長の証明書
2) 認定鳥獣捕獲等事業者(以下「認定事業者」とする。)の捕獲従事者	次の要件をすべて満たすこと ◎登録申請時に認定事業者の従事者であること ◎登録申請前1年以内に、登録を受ける都道府県において、認定事業者の従事者として当該事業に従事した実績があること	次の書類をすべて提出すること ◎認定事業者の認定証の写し ◎認定事業者の従事者である旨の証明書 ◎認定事業者により認定事業が実施されたことの証明書 ◎認定事業に従事した際の従事者証の写し
3) 1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	登録申請前1年以内に、鳥獣法による許可を受けて、登録を受ける都道府県において、有害鳥獣捕獲等に従事した実績があること(捕獲の有無は問わない)	次の書類をすべて提出すること ◎鳥獣捕獲許可証または従事者証の写し ◎鳥獣捕獲等の結果(捕獲日時・場所等)を記載した書面

要 件		必要書類(証明書等)
当該年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない者	①同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 ②県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事する者 ③県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族	当該年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない旨の市町長の証明書